

随意契約（相手方指定）調書

件名	密集住宅市街地整備促進事業建物等調査・補償額算定・補償説明業務委託	520218
工（納）期	令和 5年 3月 31日	
契約締結日	令和 4年 4月 1日	
契約金額	推定総額 80,536,888円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社NISSO (法人番号：8010001033362)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複数単価契約	

業者選定理由書

件名	密集住宅市街地整備促進事業建物等調査・補償額算定・補償説明業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社NISSO 所在地 東京都千代田区神田佐久間町1-25 代表者 代表取締役 後藤 誠司
特命理由	<p>本件は、密集住宅市街地整備促進事業に必要な土地の取得に伴う、損失補償に関する建物等調査、補償額算定、補償説明業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、補償説明は住民である地権者の財産等に関わる業務であり、円滑な交渉に当たっては、継続的な対応が必要不可欠である。</p> <p>本件は地権者の財産等に関わる業務であり、円滑な交渉に当たっては継続的な対応が必要不可欠である。</p> <p>当該事業者は、これまでの業務において権利者から厚い信頼を得ている。区民からの信頼を失わないためにも、不燃化特区制度の終了する令和4年度までの期間については、本件業務を継続して当該事業者に委託する必要がある。</p> <p>上記業者は、補償額算定業務に関する豊富な業務知識及び経験を持った業者であり、前年度の履行状況も優良であることから、確実な業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 (入札に付することが不利と認められるとき)